平成２６年（フ）第２２号
高知県室戸市羽根町乙2611番地１
債務者　柿本　新二
１　決定年月日時　平成27年１月７日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
福岡県直方市大字山部442番地１　さわやか直方館、従前の住所福岡県直方市大字感田2895番地３
債務者　平野　義明
１　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第３１７号
宮崎市丸山２丁目192番地　カサブランカⅡ301号
債務者　川畑美沙紀
１　決定年月日時　平成27年１月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８８号
鹿児島県鹿児島市下福元町9071番地　フォレット千代101号
債務者　荻迫　美穂
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３９７号
鹿児島県鹿児島市吉野町1264番地１　サンクレストＳ202号
債務者　鴨川　拓生
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９７号
鹿児島県霧島市国分姫城南４番24号　エスポワールＭＡＫＩ101号室
債務者　藤井　一彰
１　決定年月日時　平成27年１月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
宮城県刈田郡蔵王町大字曲竹字道路西55番地11
債務者　高橋　健一
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１７５号
兵庫県川西市東多田１丁目16―13　多田コーポラスＡ棟103号室、住民票上の住所愛知県名古屋市守山区八反10番８号
債務者　魚見　音大
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
兵庫県伊丹市下河原１丁目９番17―301号
債務者　宮本　幸子
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
兵庫県川西市見野２丁目９番３―522号
債務者　平田　尚子
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２９８号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番４―202号、前住所兵庫県西宮市宝生ケ丘２丁目１番５号
債務者　須貝　康秀
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
兵庫県西宮市甲子園一番町５番10―406号
債務者　須貝　美起
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３１０号
兵庫県伊丹市御願塚４丁目７番11号　レオパレス新伊丹第２―206号
債務者　仲間　　聡
１　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
福島県郡山市安積町荒井字丈部内８番地の２ドエル遠藤306号
債務者　佐久間　学
１　決定年月日時　平成27年１月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
福岡県八女郡広川町大字広川51番地３
債務者　神山　隆二
１　決定年月日時　平成27年１月７日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第７２６号
神戸市東灘区御影本町８丁目１番21号　ボワッセ御影103号
債務者　ヒロ・インテリアこと　髙取　　浩
１　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部